





# 令和3年分 青色申告決算書（農業所得用）の書き方

税務署

- この説明書は、「所得税の青色申告決算書（農業所得用）」の作成方法などを説明しています。
- 有限責任事業組合の組合事業から生じる農業所得がある方は組合事業ごとに、損益計算書を作成する必要があります。
- この説明書は、令和3年10月1日現在の法令等に基づいて説明しています。

## 青色申告特別控除65万円を受けるためには・・・

適用要件 青色申告 特別控除額	複式簿記(正規の 簿記の原則で記帳) 	貸借対照表と 損益計算書を添付 	期限内に申告(注1) 	e-Taxで申告 又は電子帳簿保存 
<b>65</b> 万円	○	○	○	○ (注3)
<b>55</b> 万円	○	○	○	—
<b>10</b> 万円	(簡易な記帳)	— (注2)	—	—

- 注1 還付申告の場合も翌年3月15日までに提出が必要です。  
 注2 損益計算書の提出は必要です。  
 注3 以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- e-Taxを利用して申告書及び青色申告決算書を提出する。
- 電子帳簿保存法に対応する会計ソフトを用いて記帳し、かつ、電子帳簿保存の承認申請書を税務署に提出する（令和3年分は、令和2年9月30日までに承認申請書を提出し、税務署長の承認を受けている必要があります。）。

※電子帳簿保存法の改正に伴い、令和4年分以後の確定申告から65万円の青色申告特別控除を受けるための適用要件が変更になります。詳しくは、国税庁ホームページ「タックスアンサー『青色申告特別控除』」をご覧ください。

## 申告書・青色申告決算書は、国税庁ホームページで作成できます！

国税庁ホームページの**確定申告書等作成コーナー**では、申告書や青色申告決算書などを画面の案内に沿って自動計算で作成することができます。

- ◆作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダー）を用意すれば「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。
- ◆マイナンバーカードを使用してマイナポータルと連携すれば、生命保険料控除等の情報を取得でき、申告書に自動入力することができます。
- ◆事前に税務署で手続きいただければ、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダー）をお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。

また、印刷して郵送等により提出することもできます。  
 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

確定申告



【記載例（決算書1ページ）】

決算書にマイナンバー（個人番号）の記入は不要です。

FA3100

令和03年分所得税青色申告決算書（農業所得用）

主な農産物・畜産物を記入します。  
例：米作農業、果樹栽培農業など

住所	00市△△町X-XXX	業種名	〇〇農業	依頼事務所所在地	
フリガナ氏名	カケイ タロウ 国税 太郎	農園名	〇〇園芸	氏名(名称)	
		電話番号	XXX-XXX-XXXX	電話番号	

令和4年3月2日

損益計算書（自1月1日至12月31日）

整理番号

提出用 (令和二年分以降用)	科 目		金 額 (円)		科 目	金 額 (円)		科 目	金 額 (円)	
	取 入	取 除	取 入	取 除		取 入	取 除		取 入	取 除
	販売金額①		9972000		作業用衣料費⑳		36000	差引金額⑳		5548848
	家事消費金額②		2750000		農業共済掛金㉑		280000	(㉑-㉓)		
	雑収入③		2700000		減価償却費㉒		766086	貸倒引当金⑳		55000
	小計(①+②+③)④		10274000		荷造運賃手数料㉓		820000	繰引額等		
	農産物の棚卸高 期首⑤		1450000		雇人費㉔		2900000	計		55000
	農産物の棚卸高 期末⑥		1643000		利子割引料㉕		1380000	専従者給与④①		2170000
	計(④-⑤+⑥)⑦		10293300		地代・賃借料㉖			貸倒引当金④②		66000
	租税公課⑧		721500		土地改良費㉗		180000	計		2236000
	種苗費⑨		840000		共販諸掛㉘		389027	青色申告特別控除前の所得金額(㉑-㉓)		3367848
	畜畜費⑩		4290000					青色申告特別控除額㉔		550000
	肥料費⑪		5380000		雑費⑳		146274	所得金額(㉑-㉔)		2817848
	飼料費⑫		3750000		小計㉕		4807552	④②のうち、肉用牛について特別の適用を受ける金額		
	農具費⑬		2860000		農産物以外 期首㉖		3429000	④②のうち、肉用牛について特別の適用を受ける金額		
	農薬費⑭		3475000		農産物以外 期末㉗		3060000	●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。		
	諸材料費⑮		3870000		経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用㉘		1000000	●下の欄には、書かないでください。		
	修繕費⑯		1250000		計(㉕+㉖-㉗-㉘)		4744452			
	動力光熱費⑰		270515							

○損益計算書

収入金額	販売金額等	①・②	決算書2ページの(A)表の①及び②の金額を記入します。
	雑収入	③	決算書2ページの(A)表の③の金額を記入します。
	農産物の棚卸高	⑤・⑥	決算書2ページの(A)表の⑤及び⑥の金額を記入します。
経費(⑧~⑳)			決算整理後の金額を記入します。 なお、㉔の果樹・牛馬等の育成費用の金額を差し引かないところで記入します。 必要経費の算入に当たり、明細書の添付が必要である場合は、明細書を併せて提出します。
	租税公課	⑧	消費税の課税事業者が、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理を税込経理方式によっている場合に消費税等の納付税額があるときは、その納付税額（納付税額を本年分の未払金に計上したときは、その未払金に計上した金額）を含めて、この欄に記入します。
	種苗費～飼料費	⑨～⑫	自給分については、収穫した時の価額によって記入します。
	減価償却費	㉒	決算書3ページの(E)表の㉒の金額を記入します。
	雇人費	㉔	決算書2ページの(C)表の㉔の金額を記入します。
	農産物以外の棚卸高	㉖・㉗	決算書2ページの(B)表の㉖及び㉗の金額を記入します。
	経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用	㉘	決算書3ページの(F)表の㉘の金額を記入します。
各種準備引当金等	貸倒引当金	㉔	前年分決算書の㉔の金額を記入します。
	専従者給与	④①	決算書2ページの(D)表の④①の金額を記入します。
	貸倒引当金	④②	決算書4ページの(J)表の④②の金額を記入します。
青色申告特別控除前の所得金額		④⑥	「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」の適用のある方は、「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける方へ」(注)を参照してください。
青色申告特別控除額		④⑦	決算書4ページの(K)表の④⑦の金額を記入します。
④②のうち、肉用牛について特別の適用を受ける金額			④②の金額のうち、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用を受ける所得の黒字の金額を記入します。この場合、確定申告書にこの特例の適用を受ける旨を記入し、証明書及び所得計算の明細書を添付してください。 ※ この特例の適用に当たり計算される肉用牛の売却による農業（事業）所得の金額については、総所得金額から除かれるものではありません。

(注) 国税庁ホームページからダウンロードできます。

令和 〇3 年分

フリガナ 氏名 国税 太郎

FA3125

整理番号

④ 収入金額の内訳（現金主義によっている人は、期首、期末の棚卸高は記入しないでください。）

提出用 （令和二年分以降用）	区分	作付面積 （飼育頭数）	本年		農産物の期首		販売金額	家事消費		農産物の期末	
			取種量 （生産頭数）	数量	数量	金額		金額	数量	金額	
田	水稲	200	12840	600	145,000	2,395,000	195,000	680	164,300		
	水稲	5					60,000				
	はくさい	40				1,624,000	3,000				
	しらす	10				663,000	2,000				
	甘藷	40	15,000			1,420,000	5,000				
	きゅうり	600				1,337,000	6,000				
	トマト	600				1,408,000	4,000				
	農産物計				⑤ 145,000	8,847,000	275,000		⑥ 164,300		
	畜産物の他	肉豚	25			1,125,000					
	合計					① 9,972,000	② 275,000				

区分	期首		期末	
	数量	金額	数量	金額
水稲共済金				3,000
農作業受託料				24,000
合計				③ 27,000

区分	期首		期末	
	数量	金額	数量	金額
肉豚	10頭	224,000	7頭	161,000
配合肥料	10袋	20,000	33袋	66,000
配合飼料	40袋	66,000	20袋	33,000
××乳剤	30本	10,000	50本	18,000
××水剤	12本	11,000	10本	10,000
その他	100箱	11,900	150箱	18,000
合計		④ 342,900		⑤ 306,000

⑤ 雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	支	給	額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
培養土消毒	16日	80,000	13,000	93,000	0
みかん摘果	26	130,000	21,000	151,000	0
その他（8人分）	8	40,000	6,000	46,000	0
計	50	250,000	40,000	290,000	0

⑥ 専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢	従事月数	支	給	額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
国税金子	妻	43歳	12月	720,000	250,000	970,000	0
一郎	子	21	12	900,000	300,000	1,200,000	2,300
計			24	1,620,000	550,000	2,170,000	2,300

（注）①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩の金額は、それぞれ1ページの①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩の欄に記載してください。

④ 収入金額の内訳

区分	収穫したり、販売した作物などの名称を記入します。なお、 <b>温室やビニールハウス等で収穫したものは「特殊施設」欄に記入します。</b>
農産物の期首棚卸高	本年1月1日現在未販売の農産物の棚卸高を記入します。
販売金額	本年中の販売金額を記入します。 なお、販売後、まだ実際に代金を受け取っていない場合でも本年中に販売したものについては、全て本年分の販売金額になります。
農産物の期末棚卸高	本年12月31日現在未販売の農産物の棚卸高を記入します。金額については、収穫した時の生産者販売価額により計算して記入します。 なお、米麦等の穀物類以外の農産物で、数量が僅かなものについては、棚卸しを省略しても差し支えありません。
家事消費金額	農産物を家事及び事業（雇人費の現物支給など）のために消費した場合に、収穫した時の生産者販売価額により計算して記入します。
雑収入	受取共済金、出荷奨励金、野菜・鶏卵などの価格差補填金、農作業受託料、事業分量分配金などの名称と金額を記入します。 なお、消費税の課税事業者が、消費税等の経理処理を税込経理方式によっている場合に消費税等の還付税額があるときは、その還付税額（還付税額を本年分の未収入金に計上したときは、その未収入金に計上した金額）を含めて、この欄に記入します。 ※ 消費税等の経理処理については、「 <b>青色申告の決算の手引き（一般用）</b> 」（7ページ）を参照してください。

⑤ 農産物以外の棚卸高の内訳

未収穫農産物	収穫していない農産物について要した費用を記入します。 なお、毎年同程度の規模で作付けをする未収穫農産物については、棚卸しを省略しても差し支えありません。
販売用動物	販売の目的で飼育する牛、馬、豚、鶏などについては、取得価額に年末までの育成費用を加算して記入します。
種苗、飼・肥料、農薬、諸材料	種苗、飼料、肥料、農薬、未使用の俵、苗代用ビニール、杭等の諸材料等の購入に要した費用を記入します。
その他	その他農業用に使用されている貯蔵品について記入します。

⑥ 雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	期間雇人（年雇人）の場合には氏名・住所を、臨時雇人の場合には作業名を記入します。
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	年末調整後の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）の源泉徴収税額を記入します。 なお、臨時雇人など年末調整が行われない方については、本年中に徴収した所得税等の源泉徴収税額を記入します。

⑦ 専従者給与の内訳

延べ従事月数	従事月数の合計を記入します。
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	年末調整後の所得税等の源泉徴収税額を記入します。

【記載例（決算書3ページ）】

⑤ 減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 年月	① 取得価額 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	④ 償却率 又は 改定償却率	⑤ 本年中の 償却期間	⑥ 本年分の 普通償却費 (④×⑤×⑧)	⑦ 割増(特別 償却費)	⑧ 本年分の 償却費合計 (⑥+⑦)	⑨ 事業専 用割合	⑩ 本年分の必要 経費算入額 (⑧×⑨)	⑪ 未償却残高 (期末残高)	摘 要
構造物(作場)	33	H18・5	1,500,000	1,350,000	旧定額	15	0.066	12/12	89,100	—	89,100	100	89,100	104,100	
金属器具	40	R3・4	1,240,000	1,240,000	定額	19	0.053	9/12	49,290	—	49,290	100	49,290	1,190,710	
料うん糞	18	R3・9	450,000 (39,060)	450,000	定額	7	0.286	4/12	42,900	—	42,900	100	42,900	407,100	
甘藷ふか樹	40a	H19・1	520,000	499,000	旧定額	30	0.034	12/12	16,796	—	16,796	100	16,796	275,470	
一括償却資産	—	R3・	180,000	180,000	—	—	1/3	—	60,000	—	60,000	100	60,000	120,000	
パソコン機	—	R3・	500,000 (400,000)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	500,000	—	一括25%の2 均等償却
かんがい用配管	1	H19・1	800,000	40,000	—	—	—	12/12	8,000	—	8,000	100	8,000	8,000	
計									266,086	—	266,086		766,086	2,105,380	

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ⑤欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

⑥ 果樹・牛馬等の育成費用の計算(販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等の 名称	取得・生産 ・定植等 の年月日	① 前年から の繰越額	② 本年中の 育成費用の 明細				③ 本年取得 価額に 加算する 収入金額 (④+⑤)	⑥ 本年中に 成熟した ものの 取得価額	⑦ 翌年へ の繰越額 (③+⑥-⑧)	⑧、⑨、⑩の欄の金額の 計算方法
			④ 本年中の 種苗費、種 付料、素 畜費	⑤ 本年中の 肥料、農 薬等の 投下費用 (④+⑤)	⑥ 育成中の 果樹等 から生じ た収入 金額	⑦ 本年取得 価額に 加算する 収入金額 (④+⑤)				
甘藷ふか樹 (20a)	24・11	275,000	—	100,000	100,000	40,000	60,000	—	335,000	
計		275,000	—	100,000	100,000	40,000	60,000	—	335,000	

① 地代・賃借料の内訳

支払先の住所・氏名	小作料、賃 借料等の別	面積 数量	支払額
		a-kg	円

② 利子割引料の内訳(農協・金融機関を除きます。)

支払先の住所・氏名	期末現在の借 入金等の金額	本年 中の 利子 割引料	左のうち必要 経費算入額
	円	円	円

③ 税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報 酬等の金額	左のうち必要 経費算入額	所有権及び債権等 所有権の継続費
	円	円	円

(注) ⑧、⑨の金額は、それぞれを1ページの⑧、⑨の欄に移記してください。

⑤ 減価償却費の計算

	平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産		平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産		
	旧定額法	旧定率法	定額法	定率法	
				250%定率法 平成19年4月1日から 平成24年3月31日までに取得 <sup>(※1)</sup>	200%定率法 平成24年4月1日 以後に取得 <sup>(※2)</sup>
①取得価額 (償却保証額)	取得価額そのままの金額を記入します。 下段の括弧内は記入する必要はありません。		取得価額そのままの金額を記入します。 下段の括弧内に償却保証額(取得価額×保 証率)を記入します。		
②償却の基礎 になる金額	① 取得価額から残存価 額(取得価額×残存割 合(8ページの「残存 割合表」を参照して ください。))を差し引 いた金額(漁業権や特 許権などの無形固定 資産は、取得価額そ のままの金額)を記 入します。 ② 減価償却費の累積 額が取得価額の95% 相当額(生物につい ては、取得価額から 残存価額を差し引 いた金額)に達した 年分の翌年分以後 5年間において均等 償却を行う場合は、 「取得価額×5%」 の金額(生物につい ては、残存価額)を 記入します。	① 前年末の未償却残 高(「取得価額-前 年末までの減価償 却費の累積額」の 金額)を記入しま す。 ② 減価償却費の累積 額が取得価額の95% 相当額(生物につい ては、取得価額から 残存価額を差し引 いた金額)に達した 年分の翌年分以後 5年間において均等 償却を行う場合は、 「取得価額×5%」 の金額(生物につい ては、残存価額)を 記入しま す。	取得 価 額 そ の ま ま の 金 額 を 記 入 し ま す。 ① 本年中に取得した資 産は、取得価額そ のままの金額を記 入します。 ② 前年以前に取得した 資産は、前年末の未 償却残高(「取得価 額-前年末までの減 価償却費の累積額」 の金額)を記入しま す。 ③ 調整前償却額が償却 保証額未満となる年 分以後は改定取得価 額(最初に調整前償 却額が償却保証額未 満となる年の期首未 償却残高)を記入し ます。		
償却方法	税務署に届け出ている償却方法を記入します。 ・ 届け出していない方は、旧定額法になります。 ・ 建物(平成10年4月1日以後に取得したもの) 及び生物は旧定額法になります。		取得 価 額 そ の ま ま の 金 額 を 記 入 し ま す。 ・ 届け出していない方は、定額法になります。 ・ 建物、建物附属設備、構築物及び生物(建物附属設 備及び構築物は平成28年4月1日以後に取得したもの に限ります。)は、定額法になります。		
耐用年数	7、8ページの「主な減価償却資産の耐用年数表」を参照してください。				
④償却率又は 改定償却率	6ページの「減価償却資産の償却率等表」を参照してください。 また、一括償却資産の必要経費算入の適用を受ける場合に は、「1/3」と記入します。		調整前償却額が償却保証額未満となる年分 以後は耐用年数に応ずる改定償却率を記入 します。		
⑤本年中の 償却期間	資産を月の途中で取得や譲渡、取壊しなどをした場合は、その月を1か月として計算した本年中の償却期 間の月数を記入します。				
⑥本年分の 普通償却費	① 「②×④×⑤」で計算した金額を記入します。 ② 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額 (生物については、取得価額から残存価額を差 引いた金額)に達した年分の翌年分以後5年間 において均等償却を行う場合は、「{(取得価 額-取得価額×95%-1円)÷5}×⑤」の金額 (生物については、「{残存価額-1円}÷5}× ⑤」の金額)を記入します。		「②×④×⑤」で計算した金額を記入します。 ※ 未償却残高が1円になるまで償却します。		

	平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産		平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産		
	旧定額法	旧定率法	定額法	定率法	
				250%定率法	200%定率法
				平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得 <sup>(※1)</sup>	平成24年4月1日以後に取得 <sup>(※2)</sup>
㊦割増(特別)償却費	中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却などの適用を受ける場合に、割増しなどの部分の償却費(普通償却費は含めません。)を記入します。				
㊧未償却残高(期末残高)	次の金額を記入します。 (1) 本年中に取得した資産は、㊦の金額から㊦の金額を差し引いた金額 (2) 前年以前に取得した資産は、前年末の未償却残高(「取得価額-前年末までの減価償却費の累積額」の金額)から㊦の金額を差し引いた金額				
摘要	<p>減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額(生物については、取得価額から残存価額を差し引いた金額)に達した年分の翌年分以後5年間において均等償却を行う場合には、「均等償却」と記入します。</p> <p>調整前償却額が償却保証額未満となる年分以後は「改定償却」と記入します。</p> <p>平成24年4月1日から同年12月31日までに取得した減価償却資産について、250%定率法により償却費の額を計算することを選択している場合には、「250%定率法」と記入します。</p> <p>次のような場合に並び、それぞれ次のような事項を簡記します。</p> <p>(1) 割増償却や特別償却の適用を受ける場合……その特例名 (2) 取得資産が中古である場合……その旨 (3) 資産を本年中に譲渡や取壊しなどをした場合……その月日、事由など (4) 譲渡や取壊しなどをした資産について本年分の償却を省略した場合……その旨 (5) 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例の適用を受ける場合……「措法28の2」 (6) 債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例の適用を受ける場合……「措法28の2の2」</p>				

※1 平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した減価償却資産について、200%定率法を適用する経過措置を受けることができます(平成25年3月15日までに『減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置の適用を受ける旨の届出書』を提出している方に限ります。)

※2 平成24年4月1日から同年12月31日までに取得した減価償却資産について250%定率法により償却費の額を計算することを選択している場合は、「250%定率法」の各欄を参照してください。

○ 中古資産を取得した場合の耐用年数

<p>法定の耐用年数ではなく、取得後の使用可能年数を見積もって耐用年数とします。</p> <p>取得後の使用可能年数の見積りが困難な場合は、大規模な改良をしていない限り、次の算式で計算した年数(その年数が2年未満となるときは2年とし、その年数に1年未満の端数があるときはその端数は切り捨てます。)を耐用年数とします。</p> <p>[算式]</p> <p>① 法定耐用年数の全部を経過した資産 法定耐用年数 × 0.2 = 耐用年数</p> <p>② 法定耐用年数の一部を経過した資産 法定耐用年数 - (経過年数 × 0.8) = 耐用年数</p>
---

⑥ 果樹・牛馬等の育成費用の計算

①前年からの繰越額	前年以前から引き続き育成している果樹・牛馬等に係る取得費と育成費用の前年末の合計額を記入します。	
育成費用の明細	㊦本年中の種苗費、種付料、素畜費	このほか、苗木の定植費用を含めて記入します。
	㊧本年中の肥料、農薬等の投下費用	飼料費、肥料費、農薬費のみを育成費用としても差し支えありません。
	㊨育成中の果樹等から生じた収入金額	育成中の果樹から収穫した果実の収入金額は果樹の育成費用から差し引きます。ただし、毎年継続して販売金額に含めて申告する方法をとっている場合には育成費用から差し引く必要はありません。

⑧ 地代・賃借料の内訳

小作料、賃耕料等の別	小作料、賃耕料、機械等の借料などの別を記入します。
------------	---------------------------

⑨ 利子割引料の内訳

本年中の利子割引料	本年中に支払うことの確定した金額を記入します。
-----------	-------------------------

① 税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

本年中の報酬等の金額	本年中に税理士や弁護士、公認会計士などに支払うことの確定した報酬や料金を記入します。
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	本年中に支払うことの確定した報酬や料金の、まだ支払っていないものに対応する所得税等の源泉徴収税額も含めて記入します。

【記載例（決算書4ページ）】

貸借対照表（資産負債調）		（令和3年12月31日現在）	
<b>① 貸借引当金繰入額の計算（差金不足に充てているものは、記入していません。）</b>			
金	額		
前年度評価による本年分繰入額 <small>（前年度より繰入額に引き計上する繰入額を指す。）</small>	④		円
年末における一括評価による貸借引当金の繰入れの対象となる貸借引当金の合計額	⑤	1,200,000	
本年分繰入限度額 <small>（⑤×0.3%）</small>	⑥	66,000	
繰入額	⑦	66,000	
本年分の貸借引当金繰入額（⑦+④）	⑧	66,000	
<b>⑨ 青色申告特別控除額の計算（この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を参照してください。）</b>			
本年分の不動産所得の金額 <small>（青色申告特別控除を差し引く前の金額）</small>	⑩		円
青色申告特別控除前の事業所得の金額 <small>（1ページの「損益計算書」の損益の金額を指す。）</small>	⑪	3,267,848	
65万円又はその超過額が少く、かつ、前年度に青色申告特別控除を受ける場合 <small>（65万円又はその超過額が少く、かつ、前年度に青色申告特別控除を受ける場合）</small>	⑫		
青色申告特別控除額 <small>（⑩×0.7）</small>	⑬	550,000	
上記以外の場合 <small>（10万円と⑩のいずれか少ない方の金額）</small>	⑭		
青色申告特別控除額 <small>（10万円と⑭のいずれか少ない方の金額）</small>	⑮		
<b>⑯ 本年中における特殊事情</b>			
<p>(注) ⑩、⑪の金額は、それぞれ1ページの⑩、⑪の欄に記載してください。</p> <p>(注) 「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。</p>			

資 産 の 部		負 債 ・ 資 本 の 部			
科 目	1/月(日)期首	12月31日(期末)	科 目	1/月(日)期首	12月31日(期末)
現 金	183,800	186,600	買 掛 金	45,000	53,000
普 通 預 金	452,000	315,000	借 入 金	1,350,000	1,190,000
定 期 預 金	2,000,000	1,305,000	未 払 金		
その他の預金			前 受 金		
売 掛 金	1,000,000	1,200,000	預 り 金	0	6,000
未 収 金					
有 価 証 券					
農 産 物 等	145,000	164,300			
未収穫農産物等	224,000	161,000			
未成熟の果樹 育成中の牛馬等	275,000	335,000			
肥料その他の貯蔵品	118,900	145,000			
前 払 金					
貸 付 金					
建 物 ・ 構 築 物	209,200	1,302,810	貸 借 引 当 金	55,000	66,000
農 機 具 等	0	527,100			
果 樹 ・ 牛 馬 等	292,266	275,470			
土 地	7,500,000	7,500,000			
土地改良事業 受益者負担金					
			事 業 主 借		307,510
			元 入 金	10,950,166	10,950,166
			事 業 主 貸		2,523,244
合 計	12,400,166	15,940,524	青 色 申 告 特 別 控 除 前 の 所 得 金 額		3,267,848
			合 計	12,400,166	15,940,524

○貸借対照表（資産負債調）  
 農業所得以外の事業所得がなく、農業所得と不動産所得のある方の貸借対照表は、それらの所得に係るものを合算してこの表に記入しますが、それぞれの貸借対照表を各別に記入しても差し支えありません。

資産の部	農 産 物 等	決算書2ページの④表の⑤及び⑥の金額を記入します。
	未 収 穫 農 産 物 等	決算書2ページの⑧表から記入します。
	肥 料 そ の 他 の 貯 蔵 品	なお、「未収穫農産物等」には販売用動物を含めて記入します。
	未成熟の果樹・育成中の牛馬等	決算書3ページの⑨表の⑪の「計」欄及び⑫の「計」欄の金額を記入します。
	事 業 主 貸	生活費その他の家事上の費用や所得税等、住民税など農業所得の必要経費にならない租税公課、農産物などの家事消費の金額など本年中に事業から支出した金額の合計額を記入します。
負債・資本の部	預 り 金	専従者給与や他の使用人に支給した給与などから徴収した所得税等の源泉徴収税額のうち、まだ納付していない金額も預り金に含めて記入します。
	事 業 主 借	事業資金として事業主から受け入れた金額や預金通帳に記載されている利息など事業所得以外の収入で事業に受け入れたものの金額の合計額を記入します。
	元 入 金	期首の金額と期末の金額は同じ金額を記入します。
	青 色 申 告 特 別 控 除 前 の 所 得 金 額	決算書1ページの「損益計算書」の⑩欄の金額を記入します。

減価償却資産の償却率等表  
 1 旧定額法、定額法の償却率表      2 旧定率法、定率法の償却率等表

耐用年数	平成19年3月31日以前取得		平成19年4月1日以後取得		耐用年数	平成19年3月31日以前取得		平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得			平成24年4月1日以後取得										
	旧定額法 償却率	定額法 償却率	旧定額法 償却率	定額法 償却率		耐用年数	旧定率法 償却率	250%定率法		200%定率法											
								償却率	改定償却率	償却率	改定償却率	保証率									
2	0.500	0.500	27	0.037	0.038	2	0.684	1.000	—	—	1.000	—	—	27	0.082	0.093	0.100	0.01902	0.074	0.077	0.02624
3	0.333	0.334	28	0.036	0.036	3	0.536	0.833	1.000	0.02789	0.667	1.000	0.11089	28	0.079	0.089	0.091	0.01866	0.071	0.072	0.02568
4	0.250	0.250	29	0.035	0.035	4	0.438	0.625	1.000	0.05274	0.500	1.000	0.12499	29	0.076	0.086	0.091	0.01803	0.069	0.072	0.02463
5	0.200	0.200	30	0.034	0.034	5	0.369	0.500	1.000	0.06249	0.400	0.500	0.10800	30	0.074	0.083	0.084	0.01766	0.067	0.072	0.02366
6	0.166	0.167	31	0.033	0.033	6	0.319	0.417	0.500	0.05776	0.333	0.334	0.09911	31	0.072	0.081	0.084	0.01688	0.065	0.067	0.02286
7	0.142	0.143	32	0.032	0.032	7	0.280	0.357	0.500	0.05496	0.286	0.334	0.08680	32	0.069	0.078	0.084	0.01655	0.063	0.067	0.02216
8	0.125	0.125	33	0.031	0.031	8	0.250	0.313	0.334	0.05111	0.250	0.334	0.07909	33	0.067	0.076	0.077	0.01585	0.061	0.063	0.02161
9	0.111	0.112	34	0.030	0.030	9	0.226	0.278	0.334	0.04731	0.222	0.250	0.07126	34	0.066	0.074	0.077	0.01532	0.059	0.063	0.02097
10	0.100	0.100	35	0.029	0.029	10	0.206	0.250	0.334	0.04448	0.200	0.250	0.06552	35	0.064	0.071	0.072	0.01532	0.057	0.059	0.02051
11	0.090	0.091	36	0.028	0.028	11	0.189	0.227	0.250	0.04123	0.182	0.200	0.05992	36	0.062	0.069	0.072	0.01494	0.056	0.059	0.01974
12	0.083	0.084	37	0.027	0.028	12	0.175	0.208	0.250	0.03870	0.167	0.200	0.05566	37	0.060	0.068	0.072	0.01425	0.054	0.056	0.01950
13	0.076	0.077	38	0.027	0.027	13	0.162	0.192	0.200	0.03633	0.154	0.167	0.05180	38	0.059	0.066	0.067	0.01393	0.053	0.056	0.01882
14	0.071	0.072	39	0.026	0.026	14	0.152	0.179	0.200	0.03389	0.143	0.167	0.04854	39	0.057	0.064	0.067	0.01370	0.051	0.053	0.01860
15	0.066	0.067	40	0.025	0.025	15	0.142	0.167	0.200	0.03217	0.133	0.143	0.04565	40	0.056	0.063	0.067	0.01317	0.050	0.053	0.01791
16	0.062	0.063	41	0.025	0.025	16	0.134	0.156	0.167	0.03063	0.125	0.143	0.04294	41	0.055	0.061	0.063	0.01306	0.049	0.050	0.01741
17	0.058	0.059	42	0.024	0.024	17	0.127	0.147	0.167	0.02905	0.118	0.125	0.04038	42	0.053	0.060	0.063	0.01261	0.048	0.050	0.01694
18	0.055	0.056	43	0.024	0.024	18	0.120	0.139	0.143	0.02757	0.111	0.112	0.03884	43	0.052	0.058	0.059	0.01248	0.047	0.048	0.01664
19	0.052	0.053	44	0.023	0.023	19	0.114	0.132	0.143	0.02616	0.105	0.112	0.03693	44	0.051	0.057	0.059	0.01210	0.045	0.046	0.01664
20	0.050	0.050	45	0.023	0.023	20	0.109	0.125	0.143	0.02517	0.100	0.112	0.03486	45	0.050	0.056	0.059	0.01175	0.044	0.046	0.01634
21	0.048	0.048	46	0.022	0.022	21	0.104	0.119	0.125	0.02408	0.095	0.100	0.03335	46	0.049	0.054	0.056	0.01175	0.043	0.044	0.01601
22	0.046	0.046	47	0.022	0.022	22	0.099	0.114	0.125	0.02296	0.091	0.100	0.03182	47	0.048	0.053	0.056	0.01153	0.043	0.044	0.01532
23	0.044	0.044	48	0.021	0.021	23	0.095	0.109	0.112	0.02226	0.087	0.091	0.03052	48	0.047	0.052	0.053	0.01126	0.042	0.044	0.01499
24	0.042	0.042	49	0.021	0.021	24	0.092	0.104	0.112	0.02157	0.083	0.084	0.02969	49	0.046	0.051	0.053	0.01102	0.041	0.042	0.01475
25	0.040	0.040	50	0.020	0.020	25	0.088	0.100	0.112	0.02058	0.080	0.084	0.02841	50	0.045	0.050	0.053	0.01072	0.040	0.042	0.01440
26	0.039	0.039				26	0.085	0.096	0.100	0.01989	0.077	0.084	0.02716								

(注) この表にないもので、お分かりにならないものは、最寄りの税務署にお尋ねください。

# 主な減価償却資産の耐用年数表

## <建築物>

構造・用途	細目	耐用年数
木造・合成樹脂造のもの	事務所用のもの	24
	店舗用・住宅用のもの	22
	飲食店用のもの	20
	旅館用・ホテル用・病院用・車庫用のもの	17
	公衆浴場用のもの	12
	工場用・倉庫用のもの（一般用）	15
木骨モルタル造のもの	事務所用のもの	22
	店舗用・住宅用のもの	20
	飲食店用のもの	19
	旅館用・ホテル用・病院用・車庫用のもの	15
	公衆浴場用のもの	11
	工場用・倉庫用のもの（一般用）	14
鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造のもの	事務所用のもの	50
	住宅用のもの	47
	飲食店用のもの	34
	延べ面積のうち占める木造内装部分の面積が30%を超えるもの その他のもの	41
	旅館用・ホテル用のもの	31
	延べ面積のうち占める木造内装部分の面積が30%を超えるもの その他のもの	39
	店舗用・病院用のもの	39
	車庫用のもの	38
	公衆浴場用のもの	31
	工場用・倉庫用のもの（一般用）	38
れんが造・石造・ブロック造のもの	事務所用のもの	41
	店舗用・住宅用・飲食店用のもの	38
	旅館用・ホテル用・病院用のもの	36
	車庫用のもの	34
	公衆浴場用のもの	30
	工場用・倉庫用のもの（一般用）	34
金属造のもの	事務所用のもの	
	骨格材の肉厚が、(以下同じ。)	
	4mmを超えるもの	38
	3mmを超え、4mm以下のもの	30
	3mm以下のもの	22
	店舗用・住宅用のもの	
	4mmを超えるもの	34
	3mmを超え、4mm以下のもの	27
	3mm以下のもの	19
	飲食店用・車庫用のもの	
	4mmを超えるもの	31
	3mmを超え、4mm以下のもの	25
	3mm以下のもの	19
	旅館用・ホテル用・病院用のもの	
	4mmを超えるもの	29
	3mmを超え、4mm以下のもの	24
	3mm以下のもの	17
	公衆浴場用のもの	
	4mmを超えるもの	27
	3mmを超え、4mm以下のもの	19
3mm以下のもの	15	
工場用・倉庫用のもの（一般用）		
4mmを超えるもの	31	
3mmを超え、4mm以下のもの	24	
3mm以下のもの	17	

## <構築物>

構造・用途	細目	耐用年数
農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの	年
	果樹棚又はホップ棚	14
	その他のもの	17
	〔【例示】 頭首工、えん堤、ひ門、用水路、かんがい用配管、農用井戸、貯水そう、肥料だめ、たい肥盤、温床わく、サイロ、あぜなど〕	
	主として金属造のもの	14
	〔【例示】 斜降索道設備、農用井戸、かん水用又は散水用配管など〕	
主として木造のもの	5	
〔【例示】 果樹棚又はホップ棚、斜降索道設備、稲架、牧さく（電気牧さくを含む。）など〕		
土管を主としたもの	10	
〔【例示】 暗きよ、農用井戸、かんがい用配管など〕		
その他のもの	8	
〔【例示】 薬剤散布用又はかんがい用塩化ビニール配管など〕		

## <車両・運搬具>

構造・用途	細目	耐用年数
一般用のもの	自動車（2輪・3輪自動車を除く。）	年
	小型車（総排気量が0.66リットル以下のもの）	4
	貨物自動車	4
	ダンプ式のもの	4
	その他のもの	5
	その他のもの	6
	2輪・3輪自動車	3
	自転車	2
リヤカー	4	

## <工 具>

構造・用途	細目	耐用年数
測定工具、検査工具（電気・電子を利用するものを含む。）		年
		5
治具、取付工具		3
切削工具		2
型（型枠を含む。）、鍛圧工具、打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂・ゴム・ガラス成型用金型、鋳造用型 その他のもの	2 3
活字、活字に常用される金属	購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限る。） 自製活字、活字に常用される金属	2 8

## <器具・備品>

構造・用途	細目	耐用年数
家具、電気機器、ガス機器、家庭用品（他に掲げてあるものを除く。）	事務机、事務いす、キャビネット	年
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	応接セット	
	接客業用のもの	5
	その他のもの	8
	ベッド	8
	児童用机、いす	5
	陳列だな、陳列ケース	
	冷凍機付・冷蔵機付のもの	6
	その他のもの	8
	その他の家具	
	接客業用のもの	5
	その他のもの	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダー	
	その他の音響機器	5
	冷房用・暖房用機器	6
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気・ガス機器	6
氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	4	
カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	3	
じゅうたんその他の床用敷物		
小売業用・接客業用・放送用・レコード		
吹込用・劇場用のもの	3	
その他のもの	6	
室内装飾品		
主として金属製のもの	15	
その他のもの	8	
食事・ちゅう房用品		
陶磁器製・ガラス製のもの	2	
その他のもの	5	
その他のもの		
主として金属製のもの	15	
その他のもの	8	
事務機器、通信機器		
謄写機器、タイプライター	3	
孔版印刷・印書業用のもの	5	
その他のもの		
電子計算機		
パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	4	
その他のもの	5	
複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5	
その他の事務機器	5	
テレタイプライター、ファクシミリ	5	
インターホーン、放送用設備	6	
電話設備その他の通信機器		
デジタル構内交換設備、デジタルボタン		
電話設備	6	
その他のもの	10	
容器、金庫		
ボンベ		
溶接製のもの	6	
鍛造製のもの		
塩素用のもの	8	
その他のもの	10	
ドラムかん、コンテナその他の容器		
大型コンテナ（長さが6m以上のものに限る。）	7	
その他のもの		
金属製のもの	3	
その他のもの	2	
金庫		
手さげ金庫	5	
その他のもの	20	

<機 械・装 置>

設備の種類	細 目	耐用年数
農業用設備		7年
林業用設備		5

<生 物>

種 類	細 目	耐用年数
牛	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。）	6
	役肉用牛	4
	乳用牛	4
	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。） その他用	6
馬	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書のあるものに限る。）	6
	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす馬に限る。）	6
	競走用	4
	その他用	8
豚		3
綿羊、やぎ	種付用	4
	その他用	6
かんきつ樹	温州みかん	28
	その他	30
りんご樹	わい化りんご	20
	その他	29
ぶどう樹	温室ぶどう	12
	その他	15
梨樹 桃樹 桜桃樹 びわ樹 くり樹 梅樹 柿樹 あんず樹 すもも樹 いちじく樹 キウイフルーツ樹 ブルーベリー樹 パイナップル 茶樹 オリーブ樹 つばき樹		26
		15
		21
		30
		25
		25
		36
		25
		16
		11
		22
		25
		3
		34
		25
		25
桑樹	立て通し	18
	根刈り、中刈り、高刈り	9

(注) この表にないもので、お分かりにならないものは、最寄りの税務署にお尋ねください。

残存割合表

(平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した資産には適用しません。)

資産の種類等	残存割合	資産の種類等	残存割合
建物、農機具などの一般減価償却資産	10%	馬	
牛		繁殖用、競走用	20%
繁殖用の乳用牛、種付用の役肉用牛	20%	種付用	10%
種付用の乳用牛	10%	その他用	30%
その他用	50%	綿羊、やぎ	5%
豚	30%	果樹その他の植物	5%
※ 牛と馬については、残存価額（取得価額×残存割合）が10万円以上となる場合には、10万円とします。			

電子帳簿等保存制度について

電子帳簿等保存制度は、一定の要件を満たした上で、電磁的記録による保存を可能とする制度ですが、この制度を利用することにより、経理の電子化による生産性向上やテレワークの推進等に資することが可能です。

○ 電子帳簿等保存

帳簿（仕訳帳等）及び国税関係書類（決算関係書類等）のうち、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているものについては、一定の要件の下で、電磁的記録等による保存等を行うことができます。

○ スキャナ保存

決算関係書類を除く国税関係書類（取引の相手方から受領した領収書・請求書等）については、一定の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、当該書類の保存に代えることが可能です。

○ 電子取引

所得税及び法人税に係る保存義務者は、取引情報の授受を電磁的に行った場合、一定の要件の下で、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存することが必要です。

※ なお、令和4年1月1日以降に授受した電子取引に係る電磁的記録（例えば請求書を電磁的に授受した場合等）の保存方法について、紙出力保存をもって電磁的記録の保存に代える措置が廃止されました。詳しくは、国税庁ホームページの『電子帳簿保存法一問一答（電子取引関係）』をご覧ください。